年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 31 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 28 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 20 件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 15 件

福岡国民年金 事案 2139

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

20 歳を過ぎてから、母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれ、更に途中からは付加保険料も納付してくれた。

昭和 53 年4月に結婚してからは、妻が、毎回、集金人に国民年金保険料と付加保険料を納付していたことを憶えている。申立期間は仕事も順調で、付加保険料を納付していたことは間違いなく、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年4月から現在に至るまで、国民年金保険料をすべて納付しており、51 年 10 月からは申立期間を除き付加保険料も併せて納付するなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は3か月と短期間である。

また、オンライン記録及び特殊台帳では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認でき、その前後の期間は付加保険料も併せて納付されていることを踏まえると、申立期間の付加保険料については納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 2140

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月及び同年3月、並びに46年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月及び同年3月

② 昭和46年10月から47年3月まで

私は、昭和 45 年2月にA社を退職後は、自営業であったため、B区役所 国民年金担当課において、国民年金加入手続を行い、納付書により、同区 役所又は金融機関で保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 12 月にB区で払い出されており、この時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度納付となるところ、申立人は、保険料を納付書により金融機関で納付したと供述していること、及び申立人が納付したとする月額保険料額は、当時の過年度保険料の納付方法及び保険料額と一致する上、当該期間は2か月と短期間であることから、納付されていたものと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、オンライン記録では国民年金保険料が未納 とされているものの、特殊台帳では納付済みとされていることから、当該期間 の保険料は納付されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び② の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 2141

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月及び7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月

② 平成7年3月

私は、平成5年から中学校の臨時教員として働き始めた。臨時教員は、生徒が卒業する3月下旬から入学する4月上旬までは厚生年金保険被保険者の資格を喪失するので、雇用期間が更新される度に、毎回、国民年金保険料の納付を繰り返してきたが、申立期間の2回が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 5 月に国民年金に任意加入して以降は、国民年金加入期間について、申立期間①及び②を除き国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意識の高さがうかがわれる上、当該期間はそれぞれ 1 か月と短期間である。

また、申立人は、平成8年3月から20年3月までは、厚生年金保険から国民年金への12回の切替手続を適切に行っていること、及び申立人が記憶している国民年金保険料額は、当時の保険料額に相当するものであることなどを踏まえると、申立期間①及び②については、保険料が納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年9月30日は32万3,000円、18年9月30日は35万1,000円、19年9月30日は87万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月30日

② 平成18年9月30日

③ 平成19年9月30日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の決算賞与台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成 17 年 9 月 30 日は 32 万 3,000 円、18 年 9 月 30 日は 35 万 1,000 円、19 年 9 月 30 日は 87 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年9月30日は29万9,000円、18年9月30日は32万2,000円、19年9月30日は80万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月30日

② 平成18年9月30日

③ 平成19年9月30日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の決算賞与台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成 17 年 9 月 30 日は 29 万 9,000 円、18 年 9 月 30 日は 32 万 2,000 円、19 年 9 月 30 日は 80 万 5,000 円とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年9月30日は23万2,000円、18年9月30日は25万3,000円、19年9月30日は63万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月30日

② 平成18年9月30日

③ 平成19年9月30日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の決算賞与台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成 17 年 9 月 30 日は 23 万 2,000 円、18 年 9 月 30 日は 25 万 3,000 円、19 年 9 月 30 日は 63 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年9月30日は23万2,000円、18年9月30日は25万3,000円、19年9月30日は63万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月30日

② 平成18年9月30日

③ 平成19年9月30日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の決算賞与台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成 17 年 9 月 30 日は 23 万 2,000 円、18 年 9 月 30 日は 25 万 3,000 円、19 年 9 月 30 日は 63 万 4,000 円とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年9月30日は25万4,000円、18年9月30日は27万3,000円、19年9月30日は68万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月30日

② 平成18年9月30日

③ 平成19年9月30日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の決算賞与台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成 17 年 9 月 30 日は 25 万 4,000 円、18 年 9 月 30 日は 27 万 3,000 円、19 年 9 月 30 日は 68 万 3,000 円とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年9月30日は20万9,000円、18年9月30日は23万4,000円、19年9月30日は58万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月30日

② 平成18年9月30日

③ 平成19年9月30日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の決算賞与台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成 17 年 9 月 30 日は 20 万 9,000 円、18 年 9 月 30 日は 23 万 4,000 円、19 年 9 月 30 日は 58 万 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年9月30日は18万円、18年9月30日は20万4,000円、19年9月30日は53万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月30日

② 平成18年9月30日

③ 平成19年9月30日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の決算賞与台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成 17 年 9 月 30 日は 18 万円、18 年 9 月 30 日は 20 万 4,000 円、19 年 9 月 30 日は 53 万 7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年9月30日は17万1,000円、18年9月30日は19万5,000円、19年9月30日は48万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月30日

② 平成18年9月30日

③ 平成19年9月30日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の決算賞与台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成 17 年 9 月 30 日は 17 万 1,000 円、18 年 9 月 30 日は 19 万 5,000 円、19 年 9 月 30 日は 48 万 8,000 円とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年9月30日は26万8,000円、19年9月30日は67万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月30日

② 平成19年9月30日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の決算賞与台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成 18 年 9 月 30 日は 26 万 8,000 円、19 年 9 月 30 日は 67 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月8日に、申立期間において支給した賞与支払届が漏れてい

たとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、申立期間 に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、社 会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について 納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年9月30日は19万4,000円、18年9月30日は21万4,000円、19年9月30日は53万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月30日

② 平成18年9月30日

③ 平成19年9月30日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の決算賞与台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成 17 年 9 月 30 日は 19 万 4,000 円、18 年 9 月 30 日は 21 万 4,000 円、19 年 9 月 30 日は 53 万 7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成17年9月30日の標準賞与額に係る記録を26万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月30日

② 平成18年9月30日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出された平成17年9月の決算賞与台帳により、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の決算賞与台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、26 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消

滅した後の平成 22 年 2 月 8 日に、申立期間①に支給した賞与支払届が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立事業所から提出された平成 18 年 9 月の決算 賞与台帳により、当該賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このことについて、事業主は、「申立人について、平成 18 年 9 月 の 賞与 支給額が少なかったので、当該賞与から厚生年金保険料を控除しなかっ た。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を 事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年9月30日は61万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月30日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生 年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の決算賞与台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成19年9月30日は61万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年9月30日は24万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和61年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月30日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の決算賞与台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成19年9月30日は24万8,000円とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年9月30日は24万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和60年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月30日

申立期間において、A社に勤務し、賞与から厚生年金保険料を控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。申立期間における標準賞与額を年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生 年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の決算賞与台帳から確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成19年9月30日は24万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA会における船員保険被保険者の資格取得日は昭和 21 年2月7日 であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日 に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、申立期間のうち昭和 21 年 2 月及び同年 3 月は 140 円、同年 4 月から同年 6 月までは 330 円、同年 7 月から 22 年 11 月までは 450 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月16日から22年12月1日まで 復員した後にA会に船員として採用され、A会の管理下であった船舶に 乗り組んだ期間のうち申立期間の船員保険の被保険者記録が無い。

昭和 26 年2月に国のB機関に就職しており、B機関が作成した人事記録 にも申立期間において船舶に乗り組んでいたことが確認できるので、申立 期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る船員保険被保険者台帳(旧台帳)では、申立人の船員保険被保険者資格の取得日に係る記録は確認できないものの、昭和22年12月1日以降の標準報酬月額の変更が記録され、同日から24年1月1日付けの標準報酬月額の変更までの期間については、「船舶所有者または名称」欄に「A会」との記載があり、26年1月13日に船員保険被保険者の資格を喪失している記載があることから判断すると、少なくとも、申立人が、22年12月1日前から、26年1月13日までの期間において乗船し船員保険に加入していたことが推認できるとともに、22年12月1日から24年1月1日までの期間において、A会の管理下であった船舶に乗り組んでいたことが推認できる。

また、申立期間当時、A会に所有船舶の管理を委託していたC社が保管する船員カード(乗船記録)及び船員保険被保険者票によれば、申立人は、昭和21年2月7日に同社が所有するD号に機関員として乗り組み(昭和21年2月

7日に雇入、同年6月17日に雇止)、以後、同社が所有するE丸(昭和21年10月10日に雇入、22年9月23日に雇止)及び同社が所有するF丸(昭和22年10月7日に雇入、23年8月7日に雇止、同年9月26日に再度雇入、24年10月5日に雇止)に乗り組んでいたことが確認できる。

さらに、予備船員(船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者)を船員保険の被保険者とする制度が、昭和 20 年4月1日から開始されているところ、前述の船員カードなどから判断すると、申立人は、21年2月7日から 26年1月13日までの期間において、A会及びC社により継続して船員として取り扱われていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)が、申立人の船員保険被保険者資格の取得日を昭和22年12月1日とした合理的な理由は見当たらず、上記の資格取得に係る処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA会における船員保険被保険者資格の取得日は21年2月7日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、前述の船員カード及び船員保険被保険者票の記録から、21年2月及び同年3月は140円、同年4月から同年6月までは330円、同年7月から22年11月までは450円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 12 月 16 日から 21 年 2 月 7 日までの期間については、前述の船員カード及び船員保険被保険者票に記載が無く、前述のB機関の保管する人事記録及び申立人の当時の住所地の村長が証明したとする乗船歴のほかには、申立人が申立事業所及びその管理する船舶に乗り組んでいたことを確認できる資料は無いところ、前述の人事記録について、B機関は、申立人が提出した履歴書を基に作成したものであり、当該履歴書は前述の乗船歴とともに提出されたと回答している。

また、当時乗り組んでいた船舶の船長であったとして申立人が名前を挙げた者について、A会に係る船員保険被保険者名簿により、申立人の申立期間の一部期間において、船員保険の被保険者記録が確認できるものの、当該船長は既に死亡しているほか、申立人がほかに名前を挙げた同僚は特定ができないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち昭和20年12月16日から21年2月7日までの期間について、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額(20 万円)に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったと認められることから、申立人の当該期間に係るA保育所における標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から同年9月1日まで

A保育所に勤務しているが、平成 19 年4月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額が給与の総支給額に比べて低く記録されているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する平成 19 年 3 月 22 日の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、社会保険事務所が保管する同年 3 月 22 日の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届種別訂正、及び同年 4 月 1 日の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、事業主は、21 年 7 月 23 日に、19 年 3 月 22 日付けの申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の誤りを正すための訂正届を社会保険事務所に提出し、併せて、同年 4 月 1 日からの申立人の標準報酬月額を 20 万円(報酬月額 19 万 6,440円)で届け出ていることが確認できるにもかかわらず、社会保険事務所は、誤って 12 万 6,000 円で記録していることがオンライン記録で確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額 (20 万円)に係る届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

一方、前述の訂正届は、平成 21 年 7 月 23 日に社会保険事務所で受け付けられていることが確認できることから、19 年 4 月及び同年 5 月に係る厚生年金保険料については、納付期限の 2 年を経過しているため、社会保険事務所における訂正処理はできないものと認められるところ、厚生年金保険の保険給付

及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した当該期間に係る給与明細書及び申立事業所が提出した当該期間に係る年間支給明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致しており、上回っているものとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 19 年4月1日から同年6月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和 36 年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年8月1日まで

昭和 34 年4月にA社に入社し、転勤はあったものの、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社が発行した在籍証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が発行した在籍証明書、及び同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述などから判断すると、申立期間当時、申立人がA社に継続して勤務し(昭和 36 年8月1日にA社B支店から同社同支店現場事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和 35 年 3 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「根拠資料等に乏しく、不明である。」と回答しているが、申立期間中に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額 算定基礎届及びこれに基づく標準報酬月額の定時決定、並びに事業主による申 立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所(当時)が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに被保険者資格の喪失の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年4月から36年7月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、42万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月18日

申立期間において、A事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を賞与から控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した「賞与統計表」(賞与支給明細書の集計表)により、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与統計表において確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、42 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録において、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月22日に、申立期間当時に賞与支払届の提出を漏らしていたとして申立期間に係る賞与支払届を提出していることが確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険料を納付しなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、39万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月18日

申立期間において、A事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を賞与から控除されていたが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録が、実際の賞与支給総額及び源泉控除された保険料額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録を、賞 与支給総額及び源泉控除された保険料額のそれぞれに見合う範囲の標準賞 与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した「賞与統計表」(賞与支給明細書の集計表)により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与統計表に おいて確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、39 万 8,000 円と することが妥当である。 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録において、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に標準賞与額について誤った金額を記載したとして申立期間に係る賞与支払届の訂正の届出を行っていることが確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付しなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、45万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月18日

申立期間において、A事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を賞与から控除されていたが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録が、実際の賞与支給総額及び源泉控除された保険料額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録を、賞 与支給総額及び源泉控除された保険料額のそれぞれに見合う範囲の標準賞 与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した「賞与統計表」(賞与支給明細書の集計表)により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与統計表に おいて確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、45 万 7,000 円と することが妥当である。 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録において、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に標準賞与額について誤った金額を記載したとして申立期間に係る賞与支払届の訂正の届出を行っていることが確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付しなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、25万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月18日

申立期間において、A事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を賞与から控除されていたが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録が、実際の賞与支給総額及び源泉控除された保険料額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録を、賞 与支給総額及び源泉控除された保険料額のそれぞれに見合う範囲の標準賞 与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した「賞与統計表」(賞与支給明細書の集計表)により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与統計表に おいて確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、25 万 1,000 円と することが妥当である。 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録において、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に標準賞与額について誤った金額を記載したとして申立期間に係る賞与支払届の訂正の届出を行っていることが確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付しなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、60万円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月18日

申立期間において、A事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を賞与から控除されていたが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録が、実際の賞与支給総額及び源泉控除された保険料額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録を、賞 与支給総額及び源泉控除された保険料額のそれぞれに見合う範囲の標準賞 与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した「賞与統計表」(賞与支給明細書の集計表)により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与統計表において確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、オンライン記録において、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に標準賞与額について誤った金額を記載したとして申立期間に係る賞与支払届の訂正の届出を行っていることが確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付しなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、24万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月18日

申立期間において、A事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を賞与から控除されていたが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録が、実際の賞与支給総額及び源泉控除された保険料額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録を、賞 与支給総額及び源泉控除された保険料額のそれぞれに見合う範囲の標準賞 与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した「賞与統計表」(賞与支給明細書の集計表)により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与統計表に おいて確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、24 万 6,000 円と することが妥当である。 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録において、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に標準賞与額について誤った金額を記載したとして申立期間に係る賞与支払届の訂正の届出を行っていることが確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付しなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、35万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月18日

申立期間において、A事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を賞与から控除されていたが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録が、実際の賞与支給総額及び源泉控除された保険料額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録を、賞 与支給総額及び源泉控除された保険料額のそれぞれに見合う範囲の標準賞 与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した「賞与統計表」(賞与支給明細書の集計表)により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与統計表に おいて確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、35 万 1,000 円と することが妥当である。 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録において、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に標準賞与額について誤った金額を記載したとして申立期間に係る賞与支払届の訂正の届出を行っていることが確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付しなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、60万円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月18日

申立期間において、A事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を賞与から控除されていたが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録が、実際の賞与支給総額及び源泉控除された保険料額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録を、賞 与支給総額及び源泉控除された保険料額のそれぞれに見合う範囲の標準賞 与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した「賞与統計表」(賞与支給明細書の集計表)により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与統計表に おいて確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、60万円とするこ とが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、オンライン記録において、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に標準賞与額について誤った金額を記載したとして申立期間に係る賞与支払届の訂正の届出を行っていることが確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付しなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、148万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月18日

申立期間において、A事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を賞与から控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した「賞与統計表」(賞与支給明細書の集計表)により、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与統計表において確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、148 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録において、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月22日に、申立期間当時に賞与支払届の提出を漏らしていたとして申立期間に係る賞与支払届を提出していることが確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険料を納付しなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、68万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月18日

申立期間において、A事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を賞与から控除されていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した「賞与統計表」(賞与支給明細書の集計表)により、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与統計表において確認できる厚生年金保険料の控除額から判断すると、68万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録において、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月22日に、申立期間当時に賞与支払届の提出を漏らしていたとして申立期間に係る賞与支払届を提出していることが確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険料を納付しなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和33年3月4日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月3日から同年3月4日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 33 年 3 月 3 日 と記録されている。同日において従業員であったことが確認できる新聞記事を提出するので、申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年 3 月 4 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した新聞記事及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者 名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚ら の供述から判断すると、申立人は昭和 33 年 3 月 3 日までの期間において申立 事業所に勤務していることが認められることから、申立人の申立事業所におけ る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 3 月 4 日と認められる。

福岡国民年金 事案 2142

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から62年3月まで

私は、昭和 57 年6月ごろ会社を退職したため、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、毎月、同区役所で国民年金保険料を納付していたと記憶しているので、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市が昭和 59 年度から 61 年度にかけて実施した、国民年金被保険者の適用漏れ者の解消を図るための特別対策により、昭和 61 年7月に同市の職権で払い出されたと推認され、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち57 年5 月から 59 年3 月までの期間は、時効によって国民年金保険料を納めることはできない期間である。

また、申立期間のうち昭和 59 年4月から 61 年3月までの国民年金保険料は、社会保険事務所(当時)が発行する過年度納付書で、郵便局若しくは国庫金を取り扱う金融機関の窓口で納めることとなり、申立人が供述するA市B区役所では納付することはできなかったことなどを踏まえると、申立人は 61 年7月の職権適用を受けて、62 年4月から保険料の納付を開始したものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

福岡国民年金 事案 2143

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から61年3月まで

私は、昭和56年5月に結婚して、A市からB県C町に転居した。

結婚後は、家事が多忙だったが、国民年金については、その必要性を認識しており、国民年金保険料が少額だった 20 歳のころから加入し、欠かさず保険料を納付しており、忙しい時期とはいえ、5年も加入せずに保険料を納付していなかったとは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C町の国民年金被保険者名簿では、申立人は、D社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和56年4月に国民年金強制加入被保険者資格を取得し、婚姻した同年5月に同資格を喪失していることが確認できる上、同名簿の備考欄には、「S56.5.* A市Eより転入、S56.5.*氏名変更、夫、厚年アリ」と記載されていることから、同町役場では、申立人が婚姻により国民年金強制加入被保険者資格を喪失し、国民年金の任意加入対象者に移行したことを確認していたものと推認される。

また、特殊台帳、オンライン記録及びC町の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人が国民年金強制加入被保険者資格を喪失した昭和 56 年4月から、第3号被保険者資格を取得する 61 年4月まで、申立人が国民年金に任意加入した事跡は見受けられないこと、及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料(日記、家計簿等)が無い上、国民年金の加入及び保険料の納付についての申立人の記憶は定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

福岡国民年金 事案 2144

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間、50年7月から52年6月までの期間及び53年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで

② 昭和49年1月から同年3月まで

③ 昭和50年7月から52年6月まで

④ 昭和53年4月から同年6月まで

私は申立期間①、②及び③の国民年金保険料は昭和 55 年9月1日に特例納付で十数万円を納付し、申立期間④の期間が含まれる 53 年4月から 54 年3月までの期間についても 55 年9月1日に数万円を過年度納付しており、いずれも領収証書を所有している。

ところが、当然保険料は納付済みと思っていたところ、社会保険事務所 (当時)から申立期間のすべてについては、還付されているとの連絡があ り、還付整理簿を提示された。

しかし、どのような形で還付されたかの記録は残されていない上、私は 還付金を受領していないので申立期間を納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立期間①、②及び③、並びに申立期間④を含む昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料は、55年9月1日に、第3回特例納付及び過年度納付によって郵便局で納付されていることは確認できるものの、第3回特例納付の実施期間は53年7月1日から55年6月30日までとされていること、及び過年度納付によってさかのぼって納付できる期間は2年間とされていることから、すべての申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿では、すべての申立期間は時効により国庫金として収納できず、保険料を還付した旨の記載が確認できる上、還付整理簿には、還付事由「時効完成」、還付決定「55.12.18」、還付金支払「55.12.24」、還付金額「*円」等と詳細に記載されており、還付年月日や還付金額等に不自然な点は見当たらないことから、すべての申立期間については、保険料の還付が行われたものと考えるのが自然である。

さらに、還付に係る事務処理が適正になされたことを疑わせる事情や還付 記録の内容を疑わせる事情は見当たらない。

福岡国民年金 事案 2145

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 12 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から52年12月まで

私は、会社退職後、国民年金への切替手続を行い、A県B町(現在は、 C市)D地区の納税組合で国民年金保険料を納付するようになったが、国 民年金保険料の滞納を知らせるはがきが届いたので、国民年金保険料を一 括して納付し、毎月の国民年金保険料の納付については、納税組合が集金 に来ていたので毎月欠かさずに納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年1月にB町で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、同町の国民年金被保険者名簿、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録では、申立人は、国民年金に任意加入しているため、同年同月が国民年金被保険者資格の取得日とされていることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料の滞納を知らせるはがきが届いたので、 国民年金保険料を一括して納付したと供述しているものの、行政側が国民年金 の未加入者に対して、国民年金保険料の納付勧奨を行うことは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

福岡国民年金 事案 2146

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

近隣の高齢者から老後の生活が助かると勧められ、昭和 38 年4月ごろ、A市役所B出張所で国民年金に加入し、約2年間、毎月、C銀行D支店で国民年金保険料を納付し、その都度、黒表紙で綴られた用紙の納付欄に赤いスタンプの領収印を押してもらった記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年4月にE県F町(現在は、G市)で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録及び同町の国民年金被保険者名簿では、申立人は、国民年金に任意加入しているため、同年同月が国民年金被保険者資格の取得日とされていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料を毎月、C銀行D支店で納付し、黒表紙で綴られた用紙の領収欄にスタンプを押してもらっていたと供述しているものの、当時の保険料の納付方法は、印紙を国民年金手帳に貼付し、納付済みの検認印を押す印紙検認方式であり、申立人の供述内容と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から2年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A大学(現在は、B大学)に勤務した期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が確認できない旨の回答を得た。

申立期間は、同大学に臨床研修医として勤務し、当時の給与月額は 12 万円くらいだったと記憶しており、当該給与から社会保険料として1万円程度が控除されていたと思う。

B大学の総務担当者に確認したところ、臨床研修医の期間中は共済組合の 共済年金に加入するのではなく、厚生年金保険に加入させていたのではな いかとの回答だったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB大学の回答により、申立人が平成元年6月 1日に臨床研修医(臨床研修医の身分は非常勤職員)としてA大学に採用され、 2年4月1日に同大学の正規職員となるまでの間、継続して勤務していたこと は認められる。

しかしながら、A大学臨床医研修事業実施要項では、臨床研修医に係る雇用保険の適用については明記されているものの、健康保険や厚生年金保険の適用に関する記載は無く、同要項において、臨床研修医の勤務時間は週30時間と規定されている上、B大学総務担当者は、「臨床研修医は、勤務時間が正規職員の4分の3に満たないことから、健康保険や厚生年金保険の適用除外とされていた。なお、研修医期間中は、共済組合の共済年金への加入はできないことになっている。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げる、A大学の臨床研修医として同時に採用されたとする同僚一人、及びB大学が保管する人事記録により、申立期間当時、A大学に臨床研修医として勤務していたことが確認できる同僚3人の合計4人は、オンライン記録では、いずれも申立期間の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当時、同大学では、臨床研修医について、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月1日から25年9月1日まで

② 昭和26年8月30日から27年7月1日まで

私は、昭和 23 年 2 月ごろ、A機関の警備担当業務に従事し、時期は明確 に憶えていないが、昭和 23 年度中にB県の嘱託職員としてC管理事務所に 移籍し、27 年 7 月 1 日までの期間に在籍した。

職務は、主にD米軍キャンプや、近隣の公園、E地区にある米軍関係の住居地等の警備業務に従事していた。

また、主に米軍関係者と同行し、繁華街等において警備業務に従事していた。

勤務していた当時の写真も所持しており、申立期間に当該事業所に在籍 し勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者 期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国の所管局が保管している被保険者台帳及び年金事務所が保管するC管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、いずれの記録からも申立人が申立事業所において昭和25年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26年8月30日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿により、C管理事務所が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは、昭和24年4月1日であり、申立期間①のうち、23年2月1日から24年3月30日までの期間においては、申立人は、厚生年金保険の被保険者となることができない期間である。

また、i) A機関の上級機関の担当課は、「当時の資料は無くA機関における申立人の被保険者記録は確認できない上、A機関の担当課にも確認したが

勤務実態は確認できず不明である。」と回答していること、ii) B県は、「職員としての申立人に係る人事記録は確認できない。」と回答していること、iii) C管理事務所の資料を引き継いでいる国の所管局は、「当局が保管しているB県から移管を受けた被保険者台帳以外に、申立期間当時の申立人に係る人事記録は残っておらず、申立人に係る当時の勤務実態を確認することはできない。」と回答していることから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

さらに、前述のC管理事務所に係る被保険者名簿において、申立人が同僚として名前を挙げた者3人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、いずれも既に死亡しており、上記被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる多数の同僚のうち、申立人と同種の職務に従事していた同僚の特定ができないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認ができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2745 (事案 64 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月20日から59年9月1日まで

昭和 58 年5月から 59 年8月末までの期間に勤務していたA社における 厚生年金保険被保険者の資格が 58 年9月 20 日に喪失したこととされ、申 立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金 記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかっ た。

今回、A社に勤務していたときの当時の同僚が、厚生年金保険の被保険者記録の訂正について申立てを行っているとして、当該同僚についての照会が同委員会から私にあった。

当該同僚と私の申立内容は全く同じであり、会社が厚生年金保険料を滞納していたために、私の被保険者資格をさかのぼって喪失させたのではないかと思っている。

私は、退職するまで健康保険被保険者証を所持しており、給与からも厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の被保険者記録から、申立人は 申立期間においてA社に引き続き在職していたことは確認されるものの、

i) A社に係るオンライン記録によると、申立事業所は昭和 58 年 9 月 20 日 に適用事業所に該当しなくなっていること、ii) 申立事業所に係る健康保険 厚生年金保険被保険者名簿において、申立事業所では同年 9 月 20 日に従業員 の多くが厚生年金保険被保険者資格を喪失していること、iii) 前述の被保険 者名簿において、申立事業所では同年 12 月 15 日に健康保険被保険者証を回

収した旨の記載が確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に 基づき、平成 20 年 5 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないと する通知が行われている。

今回、申立人は、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料等の提出は無いものの、A社に勤務していたときの当時の同僚が、厚生年金保険の被保険者記録の訂正について申立てを行っていることを理由に再度申し立てている。

しかしながら、当該同僚の調査過程において、前述の被保険者名簿により 昭和 58 年9月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した被保険者のうち 複数の者の連絡先が判明し、そのうち、同年6月又は7月ごろから 59 年2月 ごろまでA社に勤務したとする者の一人から提出された給与支給明細書により、申立期間において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。 また、申立人に事情を聴取しても申立事業所について新たな供述は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月27日から同年7月27日まで 昭和20年1月27日から終戦までの期間において、勤労動員学徒としてA 社(現在は、B社) C工場で勤務していたが、申立期間について厚生年金 保険の被保険者記録が確認できない。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険 者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

旧制中学校に在学中、申立人と一緒に勤労動員学徒としてA社C工場に勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、勤労動員学徒については、労働者年金保険法施行令(昭和16年勅令第1250号)第10条第3号及び厚生省告示第50号(昭和19年5月29日)の規定により、厚生年金保険の被保険者には該当しない取扱いとされているところ、申立事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿、及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によれば、申立人は、昭和20年7月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿によれば、申立人が提出した上記旧制中学校に係る「D高校昭和 25 年卒業生名簿」に記載がある申立人を含む 41 人については、申立人と同じく昭和 20 年 7 月 27 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、「関連資料が保管されておらず、申立内容については分からない。」と回答している上、前述の複数の同僚からも厚生年金保険の加入

状況等に係る供述は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況をではない。 況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月1日から43年8月21日まで

② 昭和43年9月9日から46年4月21日まで

③ 昭和46年5月1日から50年2月1日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金の請求手続を行ったことはなく、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金は、支給決定以前に申立人が勤務していた異なる 事業所における3回の厚生年金保険被保険者期間のすべてについて支給対象と なっている上、申立期間③のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に は、申立人に対して脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記され ているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、 一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が当時居住していたD市が作成した国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間③の事業所を退職して約6年後の昭和56年2月3日に国民年金の加入手続を行い、この時点で新たな国民年金手帳記号番号の払出しを受けるまで国民年金に加入していないことが確認できることを踏まえると、当時、申立人の年金制度に対する関心が高かったとは考えにくい上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給してないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月1日から57年4月30日まで A医院(現在は、Bクリニック)に勤務していた申立期間に係る厚生年金 保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは事実であるので、 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C国民健康保険組合の被保険者記録及びA医院の申立期間当時の院長の回答から判断すると、申立期間のうち、少なくとも上記健康保険組合の被保険者記録が確認できる昭和56年7月9日から57年3月31日までの期間において、申立人は申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、申立事業所は厚生年金保険の適用 事業所ではなかったことが確認できるところ、申立人は、申立期間当時、申立 事業所では院長のほかに申立人を含めて二人が勤務していたと供述しているこ と、及び法人登記簿において申立事業所が法人であったことが確認できないこ とから判断すると、申立事業所は、当時の厚生年金保険法で定める厚生年金保 険の適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、オンライン記録において、申立期間当時の院長は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、Bクリニックでは、「当医院では、A医院の時代から現在に至るまでの期間において、厚生年金保険に加入しておらず、院長及び従業員は、健康保険についてはC国民健康保険組合に、年金については国民年金にそれぞれ加入している。」と回答している。

加えて、前述の院長は、「当時の関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、申立人が姓のみを記憶している同僚は、

姓のみでは特定できないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料 の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月10日から30年10月18日まで 昭和28年11月にA社B事業所に就職後、37年7月に退職するまでの期間において継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人は、昭和29年2月10日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、30年10月18日に同資格を再度取得していることは確認できるが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録と一致する。

また、前述の被保険者名簿から、申立人を含む 100 人以上(申立人と同じ昭和 28 年 11 月に厚生年金保険被保険者の資格を取得した 12 人のうちの 7 人を含む。)が、昭和 29 年 2 月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる上、このうちの二人が「会社の経営が悪くなり、整理解雇された。」と供述し、別の一人は、「会社の経営が悪くなり、それに伴う職場転換から、退職を余儀なくされた。」と供述しており、C県D市立図書館が保管するC県産業史によれば、A社B事業所が所在したC県における同年の状況について、「生産過剰、休廃業続出、賃金遅欠配、失業者続出」と記録されていることが確認できる。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡し、当時の労務担当者も特定できない上、申立人の実姉等が、「申立人は、申立期間中は継続し

てA社B事業所に勤務していた。」と供述している一方、前述の被保険者名簿から、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚7人から聴取した結果、申立人が名前を挙げた同僚3人は、「申立人がA社B事業所で勤務していたのは間違いないが、勤務期間は分からない。」と供述し、残る4人は申立人を記憶していないと供述しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関 連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から33年2月1日まで

私は、昭和30年6月25日にA社に入社したが、31年8月ごろに、同社の関連会社でB市に所在するC社(申立期間当初にD社から名称変更)に移籍し、33年2月までの期間に勤務した。しかし、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、同社に勤務していた期間のうち、同年2月の1か月間しか被保険者記録は無い旨の回答であった。同社の当時の社会保険事務担当者に確認したところ、厚生年金保険の被保険者期間が1か月間ということはないとの返答であったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届並びに申立期間当時にC社の社会保険事務担当者であったとする同僚が「私は、昭和 31 年から同社に勤務しており、申立人と一緒にC社に勤務していた。申立人はA社から移籍して来た。」と供述していること、及び申立事業所での勤務内容に係る具体的な申立人の供述から判断すると、申立人が昭和 31 年8月にA社から同社の関連会社であったC社に移籍し、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、C社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 33 年2月1日であることが確認でき、申立期間においては、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、上述の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同様、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することになった日と同一であることが

確認できる。

また、C社は、「申立人に係る関連資料は保存されておらず、申立内容を確認できない。」と回答し、A社も、「申立期間当時、C社は当社の関連会社であったが、同社の社会保険の事務は当社では行っておらず、同社の関連資料は残っていなかった。」と回答している上、上述の同僚は、「C社の労働保険の事務は私がすべて担当していた。厚生年金保険の事務も、私が入社した当時(昭和 31 年)から行っていたかは記憶にないが、会社が厚生年金保険に加入した以降の期間については行っていたと思う。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立 人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、適用事業所名簿において、A社の関連会社であるE社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、法人登記簿において、当時、A社及びC社の役員であったことが確認できる者が事業主を務めるF社は、昭和32年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるとともに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の名前は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月ごろから60年11月ごろまで

A社に事務員として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社はビルの2階に入居しており、同じ階にあったB医院で受診した際、健康保険被保険者証を使用した記憶があるため、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録が、昭和 60 年4月1日から同年 11 月 20 日までの期間において確認できることから判断すると、当該期間において、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿により、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人が、申立期間当時の事業主として名前を挙げた者の連絡先は不明であり、申立事業所の商業登記簿から確認できる当時の役員についても特定できず、申立人は、申立事業所における同僚等の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、申立人の夫が勤務していた事業所に係る健康保険の記録において、申立期間中の昭和60年10月21日に健康保険の被扶養者としての認定を受けていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立事業所が入居していたビル内に あったB医院で受診したことを記憶している旨主張しているが、同医院の連絡 先は確認できないことから、申立人の主張を確認できる供述等を得ることがで きない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から58年4月まで

申立期間において、A社に現業長として勤務した。同社での勤務に当たって、雇用保険料と厚生年金保険料は、給与から控除されることで合意したと記憶している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた、申立人の前任の現業長であるとする者は、「申立人は、昭和55年5月1日から58年5月20日までの期間に、A社に現業長として勤務した。」と供述していること、上記の前任の現業長であるとする者の供述内容は、申立事業所が保管する保安職員選任届及び同解任届の記載内容と一致していること、並びに申立事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は、昭和55年4月14日から58年5月20日までの期間において確認できることから判断すると、少なくとも55年4月14日から58年5月20日までの期間において、申立人が申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の保安職員選任届の申立人に係る経歴欄には、昭和 53 年4月から 54 年 12 月までの期間は、B社の部長である旨が記載されており、申立人も上記経歴欄の記載内容と同一の供述を行っていることから判断すると、申立期間のうち同年4月から同年 12 月までの期間は、申立人がA社に勤務していたと推認できない。

また、A社が保管する申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」では、申立人の名前は確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保 険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難 11

加えて、旧厚生年金保険法の規定において、老齢年金の受給者が、老齢年金を受給している期間において厚生年金保険の被保険者であった場合、基本年金額の2割以上の金額について、支給停止の措置が行われる旨定められているところ、オンライン記録によれば、申立人は、60歳に達した後の昭和54年4月19日に老齢年金(旧厚生年金保険法)の裁定請求を行い、さかのぼって53年2月分から老齢年金を受給しており、申立期間において、当該支給停止の措置が行われた形跡は無いことが確認できる。

また、A社の現在の総務担当役員は、「当時の賃金台帳を保管していないため、厚生年金保険料を控除していないことは証明できないが、当社が厚生年金保険に加入させていないのに保険料を控除することはない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月17日から24年4月1日まで

申立期間について、米軍A基地及び米軍B基地で日本国が雇用する基地 勤務従業員として勤務し、運転業務に従事しており、昭和22年10月17日か ら25年11月20日までの期間において、米軍A基地に勤務していたことを証 明する人事記録を38年にC管理事務所で受け取っている。

米軍基地で基地勤務従業員として継続して勤務していたことに間違いない上、当時、一緒に勤務していた同僚が保管している昭和23年分源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するC管理事務所発行の人事記録、及び国の所管局がD県から 引継ぎを受けて保管する労務者名簿から判断すると、申立人が申立期間におい て米軍A基地に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、進駐軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理業務は、同施設の所在する都道府県に設置された管理事務所が行っており、進駐軍労務者については、厚生省(当時)保険局長通知により、厚生年金保険法における「国の事務所」に使用される者として、同法の強制被保険者として適用することと定められているところ、適用事業所名簿において、申立人の労務管理を行っていたC管理事務所が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは、昭和24年4月1日であり、申立期間において、同管理事務所は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、申立人が提出した、同僚が保管する昭和23年分源泉徴収票からは、社会保険料を控除した形跡が見当たらず、事業主による厚生年金保険料の控除

について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月20日から49年11月12日まで オンライン記録では、A社B営業本部(現在は、C社)における厚生年 金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退 手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社B営業本部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、 脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとと もに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る 厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和50年2月21日に支給 決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、年金事務所には、申立てに係る脱退手当金裁定請求書(昭和 50 年 1 月 24 日受付)、脱退手当金計算書及び保険給付費支払済集計表が保存されているほか、通算年金制度及び脱退手当金についての説明に係る申立人の承諾書が確認できることなどから判断すると、申立人の意思に基づき脱退手当金の請求が行われ、申立期間に係る脱退手当金が支給されたものと考えられる。

さらに、当時、申立事業所に勤務していた同僚二人は、「申立期間当時、 退職するに際して事業所から、脱退手当金に係る説明書と脱退手当金裁定請求 書様式が配付されていた。」と供述している上、申立人から聴取しても受給し た記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事 情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2755 (事案 1588 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月から35年4月まで

② 昭和40年4月27日から同年5月10日まで

③ 昭和40年7月4日から同年10月まで

④ 昭和42年10月から43年2月5日まで

⑤ 昭和44年1月22日から同年9月まで

A社に勤務していた昭和 33 年 10 月から 35 年 2 月までの期間、B社に勤務していた 40 年 4 月 27 日から同年 10 月までの期間、C社に勤務していた 42 年 10 月から 43 年 2 月 5 日までの期間及び 44 年 1 月 22 日から同年 9 月までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正には至らなかった。

今回、A社に係る申立期間を昭和 34 年 5 月から 35 年 4 月までの期間に、B社に係る申立期間を 40 年 4 月 27 日から同年 5 月 10 日までの期間及び同年 7 月 4 日から同年 10 月までの期間に変更し、新たに思い出したB社及びC社における同僚の名前を挙げて再度申立てを行うので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 前回のA社に係る昭和33年10月から35年2月までの期間の申立てについては、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる一方、i)前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該期間における健

康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、ii)申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していたのは、当該期間のうち、34 年4月1日から同年8月1日までの期間であること、iii)申立事業所では、申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できないと回答している上、申立期間当時、申立事業所に勤務していた同僚3人に聴取したところ、うち二人は、「申立人に係る記憶は無いが、私が勤務していた当時、病院にかかるときは国民健康保険だったと思う。」、残り一人は、「申立人に係る記憶は無く、当時のことはよく記憶していない。」と供述していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月26日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を変更して再度申立てを行っているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 前回のB社に係る昭和 40 年 4 月 27 日から同年 10 月までの期間の申立て については、i) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年4月 27 日となって おり、社会保険事務所(当時)に健康保険被保険者証が返納されたことを 示す「証返納」のスタンプ印が確認できること、 ii) 申立事業所は既に厚 生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会 することができない上、申立期間当時、申立事業所に勤務していた同僚3 人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はあるが、私自身の具体的な勤務期 間も記憶していない。」、「申立人の名前を聞いたことがあるような気が するが、一緒に仕事をしたというような明確な記憶は無い。」、「高齢で 記憶が定かではなく、当時のことは分からない。」と供述していることか ら、申立人の当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料 の控除について確認することができないこと、iii) 申立人は、同年5月 10 日から同年7月4日までの期間及び同年 10 月1日から同年 11 月1日まで の期間において、それぞれB社とは別の事業所に係る厚生年金保険の被保 険者記録が確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づ き平成 21 年 11 月 26 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとす る通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を変更し、新たに同僚の名前を挙げて再度申

立てを行っているが、新たに聴取した同僚は、「申立人に係る記憶はあるが、申立人の退職時期や退職の経緯などは分からない。」と供述しており、申立人の主張を確認できる供述を得ることができず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 C社に係る申立期間④及び⑤の申立てについては、i)申立事業所に係る 健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 43 年2月5日に厚 生年金保険被保険者資格を取得し、44年1月22日に同資格を喪失しており、 同年1月28日に社会保険事務所に健康保険被保険者証が返納されたことを 示す「証返納(44.1.28)」のスタンプ印が確認できること、ii) 申立事業 所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業 主にも照会することができない上、申立期間当時、申立事業所に勤務して いた同僚3人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はあるが、私の場合、入 社した際に社会保険事務担当者から社会保険に加入するかどうか聞かれた が、しばらくの間は加入しなかった。申立人の厚生年金保険の加入につい ては分からないが、当時、すべての従業員が入社と同時に社会保険に加入 していたわけではなかったと思う。」、「申立人に係る記憶はあるが、勤 務期間については分からない。」、「現場の従業員は短期間で辞める者も いたので、当時、試用期間があったかもしれない。」と供述していること から判断すると、当時、申立事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険 者の資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえることなどを理 由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月26日付けで年金記 録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに同僚の名前を挙げて再度申立てを行っているが、 新たに聴取した同僚は、「申立人に係る記憶はあるが、具体的な勤務期間 や厚生年金保険の加入状況については分からない。申立事業所では、基本 的に入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたと思うが、加入 を希望しない者は加入させていなかった。」と供述しており、申立人の主 張を確認できる供述を得ることができず、その他に委員会の当初の決定を 変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被 保険者として申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたと認めることはできない。 福岡厚生年金 事案 2756 (事案 611 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月ごろから41年ごろまで

A社における昭和 36 年9月から 43 年4月までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正には至らなかった。

今回、申立期間を昭和36年10月ごろから41年ごろまでの期間に変更し、 新たに思い出した同僚の名前を挙げて再度申立てを行うので、再度調査の 上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできない一方、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、i)同名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、ii)申立人が名前を挙げた同僚 10 人のうち、8 人については厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、iii)申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 16 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を変更し、新たに同僚一人の名前を挙げて再度 申立てを行っているものの、当該同僚については、前述の被保険者名簿により、 厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、申立人の主張を確認できる供 述を得ることができず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情 は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係 る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月23日から同年7月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和58年にA社に入社した後、B社C支店に派遣され、平成8年までの期間においてB社C支店において自動車の運転業務に従事していた。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は平成2年6月22日に離職し、同年7月1日に雇用保険被保険者資格を再度取得しており、オンライン記録に基づく厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

また、A社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人は平成2年6月23日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年7月1日に同資格を再度取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、A社では、「当時の賃金台帳等は保存していないため、申立人に対する給与の支払状況や社会保険手続に係る経緯は分からないが、当時の社会保険手続は社会保険労務士に依頼していたので、間違っていないと思う。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間における実際の勤務地はB社C支店であり、A社における同僚はいないと供述しているため、オンライン記録により、申立期間当時、B社C支店に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員3人に聴取したところ、「申立期間当時、申立人がA社を退職したような記憶

は無いが、A社における厚生年金保険の加入状況については分からない。」と 供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の 加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料 及び供述等を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、オンライン記録において、申立期間当時、申立人のB社C支店に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。